

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る 本人確認情報等の保護に関する条例の廃止について

1 趣旨

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（以下、「住基ネット条例」という。）について、所期の目的が達成されたため、廃止します。

2 条例設置の背景とその後の経緯

本市では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）稼働時、住基ネットに取り扱う個人情報の保護に関する法整備等が不十分と考えていたことから、国に対し、住基ネットの安全性について指摘・改善を求めるとともに、本市として適切な措置を講じることが出来るよう、平成 14 年に住基ネット条例を制定しました。

その後、個人情報保護法の全面施行をはじめ、横浜市が指摘・改善を求めた事項について改善が図られたこともあり、平成 18 年には、専門家で構成する横浜市本人確認情報等保護審議会（以下、「住基ネット審議会」という。）から「住基ネットは総合的にみて安全である」旨の答申を受けています。

なお、住基ネット条例及び住基ネット審議会の見直しについては、運用状況を当面見た上で判断することとしたため、答申の 5 年後にあたる平成 23 年に検討しましたが、外国人住民の住基ネット参加やマイナンバー制度の導入が控えていたことから見直しは見送りました。

その後、平成 27 年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）が施行され、住基ネットの仕組みを元にマイナンバー制度が運用され始めました。

【条例設置後の経緯】

平成14年	・住基ネット条例制定 ・緊急避難措置として「住基ネット横浜方式※」の導入を表明
平成18年	・法制度等が整ったことから、住基ネットの総合的な安全性の確認を住基ネット審議会に諮問し、総合的に見て問題ない旨の答申を受け、住基ネットに全参加 ・住基ネット条例並びに住基ネット審議会の見直しについては、住基ネットの運用状況を当面みた上で判断することとした。
平成23年	平成21年から本市の統一的な取組として、既存の条例の再点検を実施。住基ネットは安定稼働しているが、外国人住民の住基ネット参加やマイナンバー制度導入が控えていることから、住基ネット条例の見直しは見送りとした。
平成25年	外国人住民に住民票コードを付番（住基ネット参加） ※平成24年に外国人住民に住民票に記載
平成27年	番号法施行

※住基ネット横浜方式…本市では平成 14 年 8 月の住基ネット稼働時、個人情報保護関連法制度の不備等を理由に、神奈川県への本人確認情報の送信を市民が選択する、いわゆる「住基ネット横浜方式」を実施

3 廃止理由

住基ネット条例は、住基ネット稼働時の法制度等の不備に対応するため制定しましたが、その後の法改正等により住基ネット条例に対応する規定が定められました。

このことにより、独自に条例を持たずとも現行の法制度で住基ネットの適正な運用を図り、安全性を担保できるため、廃止します。